

# 知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

## 『第1回 著作権』 ～著作権者は誰? 権利の帰属について～

### 【相談内容】

コンピュータプログラムの制作をしているA社は、得意先からプログラム制作を受注し、外部のプログラム開発会社B社に制作を委託した。プログラムが納品され、A社は汎用的に使えるように社内で多少の改変を考えたが、B社は、「プログラムの著作権は自社にあり、改変することは著作権侵害にあたる」と主張した。改変ができないと非常に使い勝手の悪いプログラムになるため、A社としては困っている。

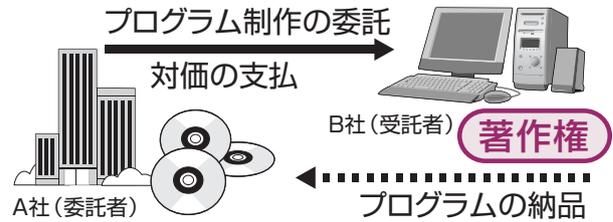
### 【お答え】

「プログラム」は著作物の一つです。著作物を制作した人または会社が著作者になり、制作と同時に著作権が発生します。A社はプログラム制作の対価を払っても、著作者あるいは著作権者にはなれません。著作権はB社にありますから、A社のプログラム改変は著作権の侵害にあたります。では、どうすれば著作権を手に入れることができるでしょうか?

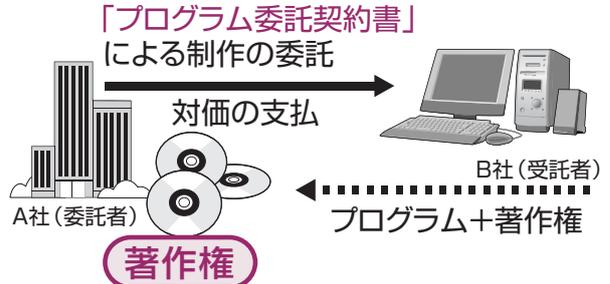
そのためには、「プログラム委託契約」を結ぶ必要があります。具体的には著作権譲渡の内容を入れた「プログラム委託契約」を結ぶことにより、著作権がB社からA社に移ります。

相談のケースでは、委託者であるA社は受託者B社に対し、一方的に著作権譲渡の契約を押し付けることはできません。あらかじめB社に対し、成果物に係わる権利の譲渡を前提とした発注条件を提示する必要があります。一方、B社は提示された条件を良く理解した上で交渉することが大切です。

#### ○著作権譲渡の契約がない場合



#### ◎著作権譲渡の契約がある場合



一般的に、絵画などの美術品やイラスト、キャラクターなど著作物は、対価を払えば著作権も付いてくると思いがちですが、契約が無いと著作権は付いてきませんのでご注意ください。

なお、著作権に係わる具体的な契約内容は、下記窓口へご相談ください。

担当 知的財産活用推進員  
田島 英行



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター